

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第653号

2014年（平成26年）5月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2014年（平成26年）4月25日付けで諮問（第653号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

第二東京弁護士会会長より、弁護士法第23条の2（「弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」）の規定に基づき、生活援護課で保有する生活保護受給者情報を提供して欲しい旨の照会がなされた。弁護士法第23条の2の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、第二東京弁護士会会長に対し、生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

氏名，生年月日，現住所，扶助の種類，生活保護受給開始日，受給金額，回答日時点の生活保護受給の有無

イ 目的外に提供する相手方

第二東京弁護士会会長

ウ 目的外提供の根拠規定

弁護士法第23条の2

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，弁護士法第23条の2に基づくものである。

弁護士法第23条の2「弁護士会は，前項の規定による申出に基き，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており，官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが，各都道府県知事・市長はその照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件照会は，正当な請求権を有した第二東京弁護士会会長によって行われるものであり，受け取った情報について守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件の目的外に提供する個人情報は，生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり，他の代替手段が想定し難いものである。

また，本件について松山正一弁護士に確認したところ，「照会対象者が追突された交通事故により提出された休業損害証明書について，稼働日数，社会保険料，所得税の差引支給額が空白で勤務先が源泉徴収していなかったことが明らかであり，照会対象者本人は無申告を認めている。また，照会対象者本人は70歳という高齢，糖尿病歴30年で現在肺がん治療中であることを確認しており生活保護によって生計を支えている可能性がある。もしその通りだとすると，休業損害自体の算定に影響があるため，生活保護受給の有無等を確認したい。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は，生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり，他の代替手段が想定し難いものである。

よって，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果，本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，本件の目的外提供は，照会者と照会対象者との交通事故による示談交渉のために行うものであり，本人通知をした場合には，示

談交渉に支障が生じることを照会者に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

- ア 弁護士法第23条の2に基づく照会書
- イ 照会申出書
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり  
の判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した第二東京弁護士会よって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「照会対象者が追突された交通事故により提出された休業損害証明書について、稼働日数、社会保険料、所得税の差引支給額が空白で勤務先が源泉徴収していなかったことが明らかであり、照会対象者本人は無申告を認めている。また、照会対象者本人は70歳という高齢、糖尿病歴30年で現在肺がん治療中であることを確認しており生活保護によって生計を支えている可能性がある。もしその通りだとすると、休業損害自体の算定に影響があるため、生活保護受給の有無等を確認したい。」とのことである。また、実施機関では生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであることを確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の場合、照会者と照会対象者との交通事故による示談交渉のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該交渉に支障が生じる旨、照会申出人である弁護士に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上